

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 3 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 議案第89号 四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結について
- 第7 議案第90号 四万十町景観計画の変更について
- 第8 議案第91号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 第9 議案第92号 高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
- 第10 議案第93号 四万十町子育て支援住宅条例について
- 第11 議案第94号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第12 議案第95号 四万十町景観条例について
- 第13 議案第96号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第97号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第98号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第99号 四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第100号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第18 議案第101号 四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第102号 災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について

- 第20 議案第103号 四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第104号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について
- 第22 議案第105号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第23 議案第106号 令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第24 議案第107号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第108号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第109号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第110号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第111号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第112号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第113号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第114号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第115号 令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第116号 令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 報告第10号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 第34 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

追加日程第1

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（13名）

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	5番	佐竹将典君
6番	中野正延君	8番	伴ノ内珠喜君
9番	中屋康君	10番	水間淳一君

11番 下 元 真 之 君
13番 橋 本 章 央 君
15番 緒 方 正 綱 君

12番 味 元 和 義 君
14番 堀 本 伸 一 君

~~~~~

欠 席 議 員（1名）

4番 村 井 眞 菜 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会計管理者兼会計管理室長兼参事	池 上 康 一 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 竹 雅 人 君
危機管理課長	味 元 伸二郎 君	企 画 課 長	富 田 努 君
農林水産課長	武 田 正 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	三 宮 佳 子 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	戸 田 ゆかり 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環境水道課長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教育次長兼学校教育課長	川 上 武 史 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	農業委員会事務局長	小 嶋 二 夫 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	西 尾 洋 亮 君	特別養護老人ホーム事務長	佐 竹 あゆみ 君
大正・十和診療所事務長	池 田 康 人 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町 民 生 活 課 長	長 森 伸 一 君
-----------	-----------	-------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	吉 川 耕 司 君	町 民 生 活 課 長	川 下 房 代 君
-----------	-----------	-------------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 小 野 川 哲 君 |
| 書 記     | 茨 木 萌 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 7 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に 4 番村井眞菜君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8 番伴ノ内珠喜君及び10番中屋康君を指名します。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の12月 1 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告いたします。

第 4 回定例会会期は本日12月 3 日から12月10日までの 8 日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、7 日目、12月 9 日に 4 名となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 議会運営委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の12月 3 日から12月10日までの 8 日間であります。

お諮りします。

令和 7 年第 4 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 7 年第 4 回定例会の会期は本日から12月10日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣の結果報告、議長が出席しました議長会等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任副委員長堀本伸一君。

○総務常任副委員長（堀本伸一君） おはようございます。村井総務常任委員長が体調不良のために欠席となっておりますので、副委員長の私が代行で、活動報告をしたいと思います。9月定例会以降の総務常任委員会の活動報告をいたします。

まず、9月には、婚活事業の審査及び婚活事業に対する意見提言書についてと、仁井田・影野地区の聞き取り調査の内容確認を行ってきました。

婚活事業については提言書を提出することとして、内容については、事業当初より膨大な予算額に対する事業成果等を課題としたものであります。つまり、費用対効果の問題が主でありました。現事業の見直し等を求める内容であります。

次に、仁井田・影野地区の聞き取り調査のまとめとしては、集落活動センターりんかについて担当課に報告を求め、最も多かった要望のコミュニティバスを週2回の増便を求める声をはじめ、携帯電話の不感地帯、さらには消火栓の水圧低下に地域の改善対策等の意見、要望を執行部に回答を求め、取組を進めてきたところであります。

続きまして、10月の委員会では職員の懲罰についてと予算編成について、地域聞き取り調査の要望、意見等に対する執行部回答の確認、最後に梶原町視察研修については、本町の集落活動センターの現況確認を調査して臨みました。

懲罰の問題ですけれども、今回の職員懲戒処分の事案は常識的には考えられない内容であります。既に懲罰審査会の処分結果を受け、対処している問題ではありますけれども、今後、同じ過ちを起こさないためには上司からの口頭注意、指導にとどめず、その原因究

明を行い、チェック機能等の対応策を講じるよう厳しい意見が出され、協議がされました。また、停職中の職員へのアフターケアも怠ってはいけない重要なことである、そういった慎重な意見が交わされました。

予算編成については、厳しい財政事情を考慮し、各種補助金などを慎重に交付すること、また、指定管理者等に対しても物価高騰の事情を考慮する必要があるのではないか、いろんな意見が交わされてきました。この2件の事案については執行部に意見提言も計画していたが、非常に難しい問題であり、今後、委員会としては慎重に事業内容の考察を行い、継続して提案理由を整理していきたいと考えているところであります。

次に、11月の委員会では梶原町へ、集落活動センター「あいの里まつばら」と、役場で説明を受け、視察を行ってきたところであります。研修内容については長くなりますので、委員長の報告書等を参照いただきたいと思います。

以上ですけれども、今後も総務常任委員会として所管事務調査については一生懸命、随時取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（緒方正綱君） これで総務常任副委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 教育民生常任委員会の報告をしたいと思います。

9月定例会以降であります。まず9月3日に開催しました。当日は十和小・中学校の改修計画について学校教育課から、以前6月27日に保護者、地域住民への説明を終了した旨の報告がありました。町の方針として十和小・中学校は合築とし、新たな校舎の設置箇所は十和中学校敷地内とする案、併せて、工事期間中は十和中学校グラウンドが使用できないために、一時的に旧昭和小学校に移転する案も検討しているという旨の説明をし、両案ともに異論がなかったと、当日の報告を受けております。

続いて、金上野にあります窪川運動場の夜間照明のLED化、工事請負契約が5,000万円を超えるために、生涯学習課より現地にて説明を受けております。工事を新たにコンクリート柱15本、LEDの投光器が60個を設置するということでありまして、総工事予定価格が7,428万円前後の工事となる模様という報告を受けております。

続いて、10月21日、高知県立梶原高等学校へ研修視察を実施しました。視察の訪問趣旨としては、今般、県立高等学校再編計画がありまして、窪川高等学校の硬式野球部の復活

の動きがあることから、先進的な教育活動をやっておられる梶原高校に視察の申入れを行って快諾をいただきましたので、本町の学校教育課の担当もご同行をいただき、訪問視察をしました。

当日は梶原高校、井上学校長から逐次についての説明を受けております。学生寮や野球のグラウンドの整備状況についても視察してまいりました。当日は、魅力ある高等学校の動きでありますので、どういった内容か、二点大きくお伺いしまして、一点目は、どんな感じで生徒の募集等々やっておられるかをお伺いしました。

「魅力ある梶原高等学校を創る会」というのが結成をされておって、会費が、生徒、教職員、一般の方、行政を含めて、年680万円ぐらいの規模で運営をしていって、生徒活動あるいは学校広報活動といったところに充てられておったようです。その効果があって、現在は全校生徒118人、うち寮生は62人という説明をいただいております。

二点目の大きな論点としては野球部の活動内容であります。ご承知のとおり、現在、梶原高校硬式野球部、非常に活発化をされております。野球部の後援会も発足されておるとお伺いをしまして、現在126人の会員がいることもお伺いをし、非常に活発に後援会活動がされておるということであります。

また、町から大型のバスは定員43人ですが、無償貸与されて、非常に町からの援助もあることをお伺いしたところであります。

最後に、井上学校長からは野球部の復活で、本町の動きについてのコメントをいただきました。野球部の志望生の後年に続く受入れ体制をしっかりとということと、後援会組織の地域を挙げての構築が必要であることや、寮の運営、確保も行政との連絡が必要ですよとアドバイスを受けて帰っております。

続いて、11月18日に開催しました。当日は大正生活支援住宅「青空」ですが、この条例改正の動きを承っております。内容については、現在、「青空」において食事サービス、調理員の方の確保が非常に難しいところが出てきておるようで、今後、配食サービスに変えたいということの動きのようであります。それについては条例改正が必要であるために、今議会で提案する旨の報告を当日受けております。

最後ですが、6月4日付で本委員会に付託を受けておりました陳情第7－5号であります。内容は国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書と、この採択のお願いであります。審査をずっとしてきておりました。経過審査となっておりましたので、最終ということで今般、本定例会の最終日に審査報告書を提出する運びとなっております。

で、ご報告を申し上げておきたいと思います。

以上、9月から11月にかけての委員会活動報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） おはようございます。産業建設常任委員会の委員会報告をいたしたいと思います。

我々、産業建設常任委員会は、この2年間で1次産業を活性化させる取組と商観光業を充実させる取組の二つを柱に活動しております。その中で9月以降、3回の委員会を実施しました。

9月5日には観光振興について、にぎわい創出課と観光協会との意見交換、そして陳情・請願の精査をテーマとしました。

にぎわい創出課と観光協会との意見交換では、観光協会より1年間の計画について報告がありました。内容的には、アユの火振りツアーの計画や、外国人観光客が増加している、特に台湾方面については県も力を入れており、そちらにも力を注ぎたいこと。ただ、外貨の両替、宿泊先の確保の問題もある等の報告。

委員からは今後の検討課題として、大正下津井地域のトレイルコースを生かしたツアー、興津青少年旅行村の運営について、さらに、職員の福利厚生等の改善が挙げられました。観光資源が豊富な本町にあって、それを線でつなぐことを意識した取組が必要であり、今後も連携した取組を意識してもらいたいと感じております。

陳情・請願の精査についてですが、志和の町道認定については9月定例会にて全会一致で可決済み、平串の町道については有効幅員の引き続きの調査が必要となり、継続で審査を行っております。

そして、10月14日には、本山町へ営農継続総合対策事業についての現地視察を行いました。このきっかけとしては、個人農家への支援がある自治体を紹介いただきたいと農機具メーカーに依頼をしたところ、幾つかの自治体を紹介いただき、その中で営農継続総合対策事業費補助金、個人農家への支援事業を行っている本山町を選択しました。

本山町の営農継続総合対策事業については、農業用機械の購入・修繕の補助、花卉園芸継続支援等の説明を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が終了後、一般財源となり、決して豊かではない中でも、補助について、少しずつ修正をしながらも

農家への支援は引き続き行っていきたいとのお話がありました。

また、田畑の雑草の管理について、高齢化も進み、重荷になっていることから、雑草の生えにくい土壌の構築をしているという大変参考になるお話もお聞きし、本町においても参考にしながらの取組も必要であると委員会、また帯同していただいた担当課とも共有をしたところであります。

11月20日には四万十町地域おこし協力隊、民間企業等受入れ型についての研究をテーマとしました。

町内の事業者が新規事業、拡充事業をするに当たり、人手不足という課題を解消できる有効な手段と考えることから、担当課のにぎわい創出課から詳しい説明、課題等をお聞きしました。単に人手不足を補うための施策ではなく、ある一定の条件を満たすことで手を挙げられること。そして、新たに3人の採用計画があるということで、もう少し拡充はできないか、条件の見直しはできないかとの前向きの意見が委員からも出され、今後、積極的な情報発信、採用増を見込んでいただきたいと考えるものです。

また、海洋堂ホビー館の改良工事の計画概要の報告も受けました。その他、地域聞き取り調査の精査、視察研修先への事前質問の検討などを行いました。

以上で産業建設常任委員会からの報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めましておはようございます。議長の許可をいただきましたので、行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、令和7年第4回町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の9月町議会定例会以降の主要な行政運営等に関し、県立高等学校の振興策について、ご報告を申し上げます。

先の9月定例会でもご報告しましたように、県は本年3月に県立高等学校振興再編計画を策定し、窪川高校については入学生徒数41人以上、地元中学校からの進学割合50%以上という努力目標が設定されました。この目標の達成に向けまして、学校と町、地域が連携

し、アクションプランを策定、実行の上、学校の魅力化、特色化を一層推進していくこととされております。

本町の今後の児童・生徒数の推移などを考えますと、現状のままで目標を達成することは非常に厳しい状況にあることから、学校側と協議を行い、窪川高校においても四万十高校と同様に、町外からの入学者確保に連携して取り組むことといたしました。

その中で、町外からの入学者を積極的に確保するため、本年度から新たに始まったフロンティア募集という入試制度を導入するとともに、部活動の活性化策の一環として高校野球部の復活に向けた協議を進め、10月24日に窪川高校野球部後援会準備会の設立に至ったところです。

野球部後援会準備会の役割としましては、野球部は再発足に向けて一定の経費が見込まれるため、地域全体で物心両面にわたり支援することを目的としております。なお、この準備会は野球部の正式発足と同時に後援会に移行する予定としております。

今後は町外からの入学者の住環境や、野球部の活動開始に向けた環境整備を行っていくこととなりますが、既に野球部の支援を目的に、町に対し、企業版ふるさと納税をしていただいた企業がいるなど、町外からもこの取組を支援する動きが高まっております。

町としましても、令和9年度までの前期計画期間が地元高校の将来を左右する極めて重要な期間であると強く認識しております。このため、危機感を持って取り組むとともに、地域全体で応援の意識を醸成しながら、アクションプランの着実な実行を通じてさらなる魅力化を目指してまいります。

地元高校の今後の歩みは正に町の未来そのものです。何よりも地域の皆様のご理解とご協力があってこそ若者が集い、育ち、地域が元気になるものと考えておりますので、ご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第9号を報告し、日程第6、議案第89号の質疑・討論・採決を行います。日程第7、議案第90号から日程第33、議案第116号までの27議案については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に日程第34、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第5、報告第9号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第9号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、公用車の交通事故による損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としましては、令和7年6月18日の午後8時5分頃、新開町三差路交差点におきまして、公用車を運転する町職員が交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車両と接触し、当該運転者を負傷させたものでありまして、令和7年10月23日に、その治療関係費等として17万3,469円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定に基づき、専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第6、議案第89号四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第89号四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町では、今後、四国横断自動車道の延伸に伴い、地域内の滞留、滞在の減少などが懸念されております。そのため、四万十町の玄関口であります四万十町中央インターチェンジに近い道の駅めぐり窪川の隣接地に交流拠点となる施設を整備することで、観光客の誘致、町内への滞留、滞在を促進し、商工観光事業者の所得向上と地域の活性化を目指しております。

施設の整備に際しましては、施工予定地は5名の個人が所有している土地31筆が含まれておりまして、総面積1万1,402㎡を随意契約の方法により、2,436万2,300円で売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第7、議案第90号四万十町景観計画の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第90号四万十町景観計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

四万十町景観計画は、景観法第8条及び四万十町景観条例第6条の規定に基づき、四万十川流域の良好な景観を守るため、平成20年度に策定したものです。

本町の景観行政は、別途、文化財保護法に基づき制定した文化的景観保存活用計画と関連性を持たせるとともに、同様にこれらの計画を策定した四万十川流域の四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町の5市町がそれぞれの個性を生かしながらも、一定の足

並みをそろえて取組を進めてまいりました。

しかし、景観計画と文化的景観保存活用計画に定める計画区域や運用内容が一部整合していないことや、景観計画に定める重点区域の対象行為等に、四万十川流域5市町で差異が生じていることなどの課題があったことから、今回、景観計画を変更するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第90号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第91号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について、日程第9、議案第92号高幡広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について、以上、議案第91号及び議案第92号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第91号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について、並びに議案第92号高幡広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

これら2議案については、地方自治法第286条第1項、第289条及び第290条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約の変更とこれに伴う財産処分については、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、それぞれの議会の議決を経なければならないとされ

ておりますので、高幡広域市町村圏事務組合の構成 5 市町の議会へ一斉に付議されたものです。

まず、議案第91号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてです。

変更の内容としましては、高幡広域市町村圏事務組合が保有しております須崎斎場の運営について、土佐市より参入の申出がありました。当該事務の共同処理については、従前より須崎市及び津野町のみで行われていた状況もあり、今回を契機として土佐市、須崎市、津野町で新たな一部事務組合を設立することが適当であるとの判断がなされ、本年10月下旬に須崎斎場運営一部事務組合を設立し、令和8年4月1日付より運営が開始されることとなりました。これにより、高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち、須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務を廃止するものです。

続きまして、議案第92号高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についてです。

本議案については、議案第91号の関連議案でありまして、高幡広域市町村圏事務組合から事務を引き継ぐ須崎斎場運営一部事務組合へ須崎斎場に関する財産を無償譲渡するものです。

以上2議案について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第91号及び議案第92号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第91号及び議案第92号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第10、議案第93号四万十町子育て支援住宅条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第93号四万十町子育て支援住宅条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

松葉川地区は昨年度、米奥に農業支援住宅を3棟3戸建設しており、引き続き、今年度は農業支援住宅に隣接した土地に子育て支援住宅、木造平屋建て3棟3戸の建設を行っております。

本議案については、現在建設中の子育て支援住宅3戸の設置条例を制定するものとし、主な点としては名称及び位置、入居資格の要件並びに申込みや使用期間、家賃等を定めることとしており、その他、子育て住宅の管理に関しましては、四万十町公営住宅条例の規定を準用することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第93号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第11、議案第94号四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第94号四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布されたことに伴い、制定が必要になったものでありまして、この改正法においては、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用でき

る新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が令和7年4月1日から制度化されまして、令和8年4月1日から給付化されることとなっております。

改正法による改正後の児童福祉法第34条の16第1項には、「市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例に定めなければならない」と規定されているため、本条例を制定するものです。

なお、この条例の内容については、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、内閣府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、また、同内閣府令を参酌したものとなっております。乳児等通園支援事業を行う者を町が認可する際の基準となるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第94号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第95号四万十町景観条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第95号四万十町景観条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町景観計画の変更に併せまして、その根拠法令であります四万十町景観条例の全部を改正するものです。

主な改正内容としましては、昨年度に実施しました四万十川流域景観計画改定業務において四万十川流域の四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町の5市町合同で協議を重ねてまいりました結果を反映し、5市町共通する条項については、ある程度足並みをそろえるとともに、景観法の規定との重複や差異等がある条項については景観法の規定に

沿った内容に訂正し、条例全体での体裁を整えるものです。

また、届出を要する行為の規模については、四万十川流域5市町と区域区分ごとに統一し、具体的な規模の数値を施行規則に位置付けるものとします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号は産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第95号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第13、議案第96号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第96号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、令和7年8月7日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿いまして、一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改正をしようとするものです。

改正の内容ですが、本年4月1日から適用するものについては初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も給料月額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引き上げるものとなっております。影響額は給料表の改定で約4,470万円程度、期末手当及び勤勉手当の引上げで約2,730万円程度を見込んでおります。

また、その他の手当としまして、初任給調整手当を医療職給料表の適用を受けます医師に対する支給月額の限度額を41万6,600円から41万7,600円に、医学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を5万1,600円から5万2,100円に引き上げ、通勤手当の自動車等の使用者について、現行の距離区分の区分に応じて200円から7,100円の幅で引き上げ、宿日直手当の医師等を除くその他の宿日直勤務手当額を4,400円から4,700円に引き上げる改定を行うものです。

次に、来年度から施行するものとしましては、期末手当の支給月数について、本年度に適用する改定内容から定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月とも1.2625月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月とも0.7125月に改定し、勤務手当の支給月数については本年度に適用する改定内容から、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、6月、12月とも1.0625月に、定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月とも0.5125月に改定するものです。

また、通勤手当の自動車等の使用者については、現行の片道60km以上を上限とする距離区分から片道100km以上を上限とする距離区分に改定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第97号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第97号四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、人事院勧告等による一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の

改定に伴い、会計年度任用職員の給料等も一般職の職員と同様に遡及適用するため改正するものです。

改正の内容ですが、一般職の給与条例改正の施行日の翌月から適用するという内容の条文を削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第97号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第98号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第98号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町には町立保育所が7か所あり、それぞれの保育所で安全で適切な保育を行っているところです。しかしながら、ほとんどの保育所で老朽化が進んでいる状況があり、中でも施設整備から49年が経過しております見付保育所では、本年4月に屋根材の一部が剥落する事態が発生しました。

現在までに応急工事や危険箇所への侵入防止柵などの危険防止対策を行いまして、日々の保育を実施しておりますが、児童の安全確保を最優先するためには本年度末をもって閉所すべきと判断いたしましたので、本条例を改正するものです。

なお、閉所後については、現在の見付保育所に在籍する児童の大部分を社会福祉法人窪川児童福祉協会が運営する、くぼかわ保育所で受け入れさせていただく方向で調整しておりますので、併せてご報告をいたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第98号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第16、議案第99号四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第99号四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設され、令和7年4月から制度化、令和8年4月から給付化されることとなっております。

これを受けて全国の自治体では、こども誰でも通園制度の実施に向けた体制整備が進められているところですが、本町では1歳児以後の保育所等入所率が9割を超えていること、また、生後6か月から利用できる一時預かり事業も一定の利用があることから、同制度のニーズは少ないものと見込んでおります。

現状の保育等施設を運営する中で、限られた保育士を効率的に配置しながら同制度を運用していくため、まず、令和8年度からは町内3か所に設置している地域子育て支援センターで実施いたします。

本条例は、支援センターでこども誰でも通園制度を実施するため、所要の規定を整備するものです。

主な改正内容は三つでして、一つ目は、支援センターで実施する事業にこども誰でも通園制度を追加いたします。

二つ目は、こども誰でも通園制度の利用料の上限を1時間当たり300円と定めます。

三つ目は、支援センターの現状の運営に合わせた規定の整理と字句の修正等を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第99号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第99号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第17、議案第100号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第100号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、令和7年4月25日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、関係する条例を改正するものです。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法については幾つかの規定の改正等が行われておりますが、そのうち第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことにより、条例に規定しております「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める必要が生じたものであります。

改正する条例については、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、四万十町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3本です。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第100号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第100号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第18、議案第101号四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第101号四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

大正地区に設置しております生活支援住宅「青空」は、しまんと町社会福祉協議会を指定管理者として運営しており、これまで調理員が調理した食事を1日3食、年間を通じて提供してまいりました。しかしながら、高齢化や人員不足のため、調理員の確保が困難な状況となっており、食事の提供方法を配食サービスに変更することとなり、これに伴い、住宅の利用料金の見直しも必要となったものです。

本議案は、食事サービス提供方法の変更及び住宅の利用料金の改正を令和8年4月から実施するため、条例の一部改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第101号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第101号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩をいたします。10時40分まで休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第102号災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第102号災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年に発生した能登半島地震におきまして、個人宅内の給排水に係る宅内配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者自身の被災や工事事業の集中等により指定工事事業者の確保が困難となったことから、宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。

こうした事態を踏まえ、災害その他非常の場合であって、給水装置工事及び排水設備工事に係る指定工事事業者の確保が困難と判断される場合には、被災地外から応援事業者を速やかに受け入れ、宅内配管の早期復旧を可能とする体制を整えるため、他の市町村長が指定した指定工事事業者による給水装置工事及び排水設備工事を行うことができるようにするため、関係条例の整備を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第102号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第102号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案第103号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第103号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例については、ケーブルネットワーク事業の運営開始から15年以上が経過し、事務の省力化や合理化を図ってきた結果、既存の条例の規定と運営状況に不整合が生じるため、改正を行うものです。

主な改正内容としましては、宅内工事の指定業者制度及び各種サービスの休止、再開、変更時に係る事務手数料を廃止するとともに、既に提供を終了した各種サービスに関する規定の削除や字句の修正等を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第103号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第21、議案第104号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第104号四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町旧都築邸は、伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与することを目的に設置した施設です。

本施設は、令和3年4月1日から特定非営利活動法人LIFEが指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、四万十町内に住所または事業所

を有する団体に限定して公募しましたところ、1者から応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施しました。

その結果、候補者として特定非営利活動法人LIFEを選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第104号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第22、議案第105号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第105号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町総合交流拠点施設は、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的に設置した施設です。

本施設は、令和3年4月1日から株式会社とおわが指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了します。

また、同じく令和8年3月31日をもって指定期間が満了します、同一施設内に位置する四万十川ジップラインと指定管理者を一本化することで、施設管理の集約化や連携強化が図れることから、同一施設として引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、四万十町内に住所または事業所を有する団体に限定して公募しましたところ、1者からの応募がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、四万十町指定管理者選定委員会において審査

を実施しました。

その結果、候補者として株式会社とおわを選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第105号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第105号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第23、議案第106号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第106号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う一般職員及び会計年度任用職員に係る人件費を計上したほか、9月に発生した台風15号に係る災害復旧費用や町有施設の改修、修繕に要する費用の計上など、重要かつ緊急性の高い事案に伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について、順にご説明を申し上げます。

まず、2款総務費です。ふるさと支援寄附金の減収見込みに伴い、財産管理費ではふるさと支援基金積立金7,778万2,000円を減額するとともに、ふるさと支援推進費では返礼品に係る諸経費など4,612万8,000円を減額したほか、事業の精査による減額を行った結果、総務費全体では1億8,750万4,000円の減額補正となっております。

次に、3款民生費です。老人福祉施設費では高齢者生活支援福祉センターの消防設備の更新費用として150万円を追加計上したほか、見付保育所の閉所への対応として、児童福

社総務費では、くぼかわ保育所及びひかり保育所のネットワーク構築に要する委託料132万4,000円を、公立保育所費では東又保育所の改修に要する工事費115万5,000円をそれぞれ計上するなど、民生費全体では472万3,000円の追加計上となっております。

次に、4款衛生費です。予防費及び母子保健事業費では、事業の完了に伴う精算を行ったところ国に返還する必要があることから、返還金として計206万3,000円を計上した一方、事業の精査による減額を行った結果、衛生費全体では336万7,000円の減額補正となっております。

次に、6款農林水産業費です。農業振興費ではドローンを用いた農地確認の実施に当たり、操縦士資格の取得及びドローンの購入費用として133万4,000円を計上したほか、志和漁港の修繕費用として700万円を追加計上した一方、新規就農者育成総合対策事業や四万十川流域森林環境整備事業に係る補助金など、事業の精査による減額を行った結果、農林水産業費全体では6,088万6,000円の減額補正となっております。

次に、7款商工費です。商工観光費では商工振興事業に係る補助金100万円を追加計上したほか、観光費では海洋堂ホビー館四万十の魅力向上を図るため、地域みらい助成金を活用した再整備に要する委託料5,000万円を追加計上するなど、商工費全体では6,102万4,000円の追加計上となっております。

次に、8款土木費です。河川費では崖崩れ住家防災対策に係る工事費を実施予定件数の減に伴い、4,096万9,000円減額するなど、事業の精査による減額を行った結果、土木費全体では4,615万7,000円の減額補正となっております。

次に、9款消防費です。防災費では、老朽建築物除却事業に係る補助金200万円を追加計上した一方、事業の精査による減額を行った結果、消防費全体では1,748万7,000円の減額補正となっております。

次に、10款教育費です。学校管理費では窪川中学校にて実施した校舎劣化状況調査の結果に基づく安全対策として、校舎屋上外壁の一部解体費用616万円を計上したほか、学校給食費では食材価格の高騰への対応として給食費455万円を増額するなど、教育費全体では1,591万8,000円の追加計上となっております。

次に、11款災害復旧費です。9月に発生した台風15号による災害への対応のため、農林施設及び公共土木施設に係る災害復旧費として、2億7,621万4,000円を追加計上しております。

最後に職員の人件費ですが、これまでの実績に基づき、各費目の見直しを行うとともに

に、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴い、一般職員及び会計年度任用職員に係る人件費について必要な予算措置を行った結果、一般職員の給料で1,601万6,000円の増額、職員手当及び共済費で2,333万7,000円の増額となり、合わせて3,935万3,000円の追加計上となっております。

次に、会計年度任用職員ですが、報酬で18万4,000円の増額、給料で157万2,000円の増額、職員手当及び共済費で64万3,000円の増額となり、合わせて239万9,000円の追加計上となっております。

また、各特別会計の繰出金についても同様の見直し等に基づく内容となっております。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入としまして、寄附金では、ふるさと支援寄附金においてガバメントクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税に係る寄附金2,721万8,000円を計上した一方、通常のふるさと納税については見込みを改め、1億円の減額補正としたほか、諸収入では海洋堂ホビー館四万十の再整備に係る財源として、公益財団法人地域みらい財団の地域みらい助成金5,000万円を計上しております。このほか普通交付税を始め、国・県支出金や町債などの精査、調整を行いまして、第1表歳入に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4,300万円の追加計上となり、累計予算額は196億1,200万円となっております。

最後に、地方債の補正ですが、事業内容の見直しなどに伴いまして、第2表に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第106号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第106号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第24、議案第107号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第108号令和7年度四万十町国民健康保険大正

診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議案第109号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議案第110号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第107号から議案第110号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第107号から議案第110号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第107号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については一般会計と同様に、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う人件費の見直し等により、総務費で72万円、予備費で18万円をそれぞれ追加計上する一方、診療報酬等の減額見込みにより保険給付費で90万円を減額しております。

歳入については、財政安定化支援事業繰入基準額の変更等により、繰入金で91万4,000円を追加計上する一方、県支出金で90万円、諸収入で1万4,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は21億4,670万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第108号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な内容補正内容としまして、歳出については、総務費で人件費の見直しや光熱水費の増額見込みにより901万6,000円、給食費で備品購入費78万4,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、診療収入で900万円、繰入金で80万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ980万円の追加補正となり、累計予算総額は4億7,410万円となっております。

続きまして、議案第109号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の主な補正内容としまして、歳出については、総務費で人件費の見直し等により2万4,000円、医業費で委託料7万6,000円をそれぞれ減額しております。歳入については、繰入金で10万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ10万円の減額補正となり、累計予算総額は1億2,830万円となっております。

最後に、議案第110号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費で人件費の見直しにより1万3,000円を追加計上する一方、医業費で医薬材料費1万3,000円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は530万円となっております。

以上4件の補正予算案について、ご審議の上ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号から議案第110号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第107号から議案第110号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、議案第111号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議案第112号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第111号及び議案第112号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第111号及び議案第112号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案111号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、人件費の見直し等に伴い、総務費で11万円を追加計上する一方、諸支出金で11万円を減額しております。また、歳入についても所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は3億7,580万円となっております。

続きまして、議案第112号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、本年度の事業実績見込みに基づき必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費を見直しております。主な内容としましては、人件費の見直しや介護報酬改定に伴うシステム改修等により、総務費で344万9,000円、保険給付費で80万円、地域支援事業費で154万2,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入についても、保険料で27万1,000円、国庫支出金で152万7,000円、繰入金で340万2,000円をそれぞれ追加計上するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ570万円の追加補正となり、累計予算総額は26億5,670万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第111号及び議案第112号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第111号及び議案第

112号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第30、議案第113号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第31、議案第114号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第113号及び議案第114号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第113号及び議案第114号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第113号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、給湯配管の漏水修繕費用等により総務費で55万5,000円、人件費の見直し等によりサービス事業費で1,184万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、一般会計からの繰入金で1,549万3,000円を減額する一方、サービス収入で2,789万3,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,240万円の追加補正となり、累計予算総額は4億4,220万円となっております。

続きまして、議案第114号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、人件費の見直し等により、サービス事業費で3,748万9,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、サービス収入で353万2,000円、一般会計からの繰入金で396万8,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ750万円の追加補正となり、累計予算総額は3億2,770万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第113号及び議案第114号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第113号及び議案第114号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第32、議案第115号令和7度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第33、議案第116号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第115号及び議案第116号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第115号の水道事業会計補正予算案及び議案第116号の下水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第115号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、まず、第2条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直しを行った結果、人件費で21万2,000円を追加計上し、累計予定額は6億388万6,000円となっております。

また、事業収益ではこれを賄うため、一般会計からの補助金として21万1,000円を追加計上した結果、累計予定額は6億1,388万6,000円となっております。

次に、第3条資本的収入及び支出です。

資本的支出では、老朽化したポンプ設備の更新費用を計上した一方、窪川浄水場の改修内容を一部見直したことに伴い工事費が減となったことから、建設改良費537万9,000円を減額し、累計予定額は4億8,810万円となっております。

また、資本的収入では、建設改良工事の減に伴い企業債530万円を減額するなど、累計予定額は1億9,866万3,000円となっております。

そのほか、第4条では企業債の限度額、第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条では他会計から補助を受ける金額をそれぞれ変更するものです。

続きまして、議案第116号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、まず、第3条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では、人件費の見直しに伴い15万4,000円を追加計上するなど、累計予定額は8,736万9,000円となっており、事業収益では一般会計からの補助金を見直した結果、238万8,000円を減額し、累計予定額は8,736万9,000円となっております。

次に、第4条資本的収入及び支出です。

資本的支出では、老朽化したポンプ設備の更新を行うため、建設改良費105万6,000円を追加計上し、累計予定額は6,018万5,000円となっており、資本的収入では、建設改良工事に伴い企業債100万円を追加計上し、累計予定額は4,081万円となっております。

そのほか、第5条では企業債の限度額、第6条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条では他会計から補助を受ける金額をそれぞれ変更するものです。

以上2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第115号及び議案第116号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第115号及び議案第116号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

お諮りします。

ただいま中尾町長から報告第10号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1号の追加1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 異議なしと認めます。

報告第10号を日程に追加し、追加日程第1号の追加1として議題とすることに決定しました。

議案書を配付します。暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 追加日程第1号の追加1、報告第10号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第10号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、平成28年1月から令和7年8月までの水道使用料の滞納について、相手方に再三にわたり請求してまいりましたが、依然として滞納が解消されなかったため、一括支払を求める支払督促を須崎簡易裁判所へ申立てを行いました。

その後、相手方から異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定に基づき、訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく四万十町長専決処分事項第6項の規定により、令和7年11月26日に専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第34、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付をしております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時17分 散会